

経済産業省

20140109 貿局第2号  
輸入注意事項26第2号  
経済産業省貿易経済協力局

「シリアを原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加について」  
を次のとおり制定する。

平成26年1月24日

経済産業省貿易経済協力局長 横尾 英博

シリアを原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加に  
ついて

平成26年1月24日付け経済産業省告示第12号（輸入公表の一部を改正する告示）により、輸入公表の二の表の第1のシリアの項に掲げる貨物については、平成26年1月24日以降二号承認を受けるべき貨物となりました。

このため、平成26年1月23日以前に船積みされた場合を除き、国連安保理決議第2118号に基づき輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意してください。